資料2-1健診・保健指導検討会H24.12.12

資 料 1 運動基準改定検討会 H 2 4 . 1 2 . 2 6

# 標準的な健診・保健指導プログラム 新旧対照表

# 【第1編 標準的な健診・保健指導のプログラムの考え方】

標準的な健診・保健指導プログラム(確定版) (平成19年4月)	改訂案		
第1編 健診・保健指導の <u>理念の転換</u>	第1編 標準的な健診・保健指導プログラムの考え方		
【目次】	【目次】		
第1章 <u>新たな</u> 健診・保健指導の方向性	第1章 <u>生活習慣病対策のための</u> 標準的な健診・保健指導の方向性		
第2章 新たな健診・保健指導の進め方(流れ)	第2章 健診・保健指導の進め方(流れ)		
第3章 <u>保健指導実施者</u> が有すべき資質	第3章 <u>健診・保健指導事業に関わる者</u> が有すべき資質		

# 【本資料の留意事項】(資料2-1~4共通)

- ・加筆修正している部分には<u>下線</u>を引いている。
- ・内容の面から新規と考えられる部分には網掛けしている。
- ・移動した部分や削除した部分についてはその旨コメントを付記している。

# 第1章 新たな健診・保健指導の方向性

# (1) これまでの健診・保健指導の現状と課題

国は、昭和53年からの「第一次国民健康づくり対策」、昭和63年からの「第二次国民健康づくり対策」を経て、平成12年からは「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」として、健康づくり施策を推進してきた。

<u>それとともに、</u>健康診断、健康診査(健診)については、医療保険各法に基づき医療保険者が行う一般健診や、労働安全衛生法に基づき事業者が行う健診として実施されてきた。

これまで、生活習慣病に関する一次予防、二次予防施策を推進してきたが、「健康日本21」の中間評価における暫定直近実績値からは、糖尿病有病者・予備群の増加、肥満者の増加(20-60 歳代男性)や野菜摂取量の不足、日常生活における歩数の減少のように健康状態及び生活習慣の改善が見られない、もしくは悪化している現状がある。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の「今後の生活習慣病対策の推進について」(中間とりまとめ)<u>(</u>平成17年9月15日<u>)</u>において、

- 生活習慣病予備群の確実な抽出と保健指導の徹底が不十分
- 科学的根拠に基づく健診・保健指導の徹底が必要
- 健診・保健指導の質の更なる向上が必要
- 国としての具体的な戦略やプログラムの提示が不十分
- 現状把握・施策評価のためのデータの整備が不十分

などが生活習慣病対策を推進していく上での課題として挙げられ<u>ており、</u>このような課題を解決するために<u>、これまでの活動成果を踏まえ、</u>新たな視点で生活習慣病対策を充実・強化することになったのである。

# 改訂案

# 第1章 生活習慣病対策のための標準的な健診・保健指導の方向性

# 1-1 特定健診・保健指導の導入の経緯と生活習慣病対策の今後の方向性

#### (1) 国民健康づくり運動の流れ

国は、昭和53年からの「第一次国民健康づくり対策」及び昭和63年からの「第二次国民健康づくり対策」を経て、平成12年からは「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を策定し、生活習慣病に関する一次予防・二次予防に重点を置いて数値目標を設けた健康づくり施策を推進してきた。

<u>また</u>、健康診断<u>や</u>健康診査<u>(以下「健診」という。)</u>については、医療保険各法に基づき 医療保険者が行う一般健診や、労働安全衛生法<u>(昭和 47 年法律第 57 号)</u>に基づき事業者 が行う<u>定期</u>健診<u>等</u>、老人保健法<u>(昭和 57 年法律第 80 号)</u>に基づき市町村が行う健診<u>など</u> が実施されてきた。

一方で、健康日本 21 中間報告書(平成 19 年4月)において、糖尿病有病者・予備群の増加、20~60 歳代男性における肥満者の増加、野菜摂取量の不足、日常生活における歩数の減少など、健康状態及び生活習慣の改善が認められない、もしくは悪化しているといった実態が明らかとなった。

# (2) 生活習慣病対策への提言

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の「今後の生活習慣病対策の推進について (中間とりまとめ)」(平成17年9月15日)において、

- ○生活習慣病予備群の確実な抽出と保健指導の徹底が不十分
- ○科学的根拠に基づく健診・保健指導の徹底が必要
- ○健診・保健指導の質の更なる向上が必要
- ○国としての具体的な戦略やプログラムの提示が不十分
- ○現状把握・施策評価のためのデータの整備が不十分

などが生活習慣病対策を推進していく上での課題として挙げられ<u>た。</u>このような課題を解決するために<u>は</u>新たな視点で生活習慣病対策を充実・強化すること<u>が必要であるとの考え方が</u>共有され、平成20年4月より特定健康診査・特定保健指導(以下「特定健診・保健指導」という)が導入される契機となった。

#### (3)健康日本21から健康日本21(第二次)への展開

平成23年10月の健康日本21最終評価においては、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加や80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の増加等、目標に達した項目もあった。一方で、中間評価と同様に、糖尿病有病者・予備群の増加、20~60歳代男性における肥満者の増加、野菜摂取量の不足、日常生活における歩数の減少のように、健康状態及び生活習慣の改善が認められない、もしくは悪化している項目があり、今後一層の生活習慣病対策の充実が必要との指摘がなされた。

さらに、国民健康づくり運動については、平成25年4月から新たに健康日本21(第二

改訂案 標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月) 次)を開始することとなり、健康寿命の延伸や健康格差の縮小をはじめ、生活習慣の改善や 社会環境の整備などに関し、計53項目にわたる具体的な目標項目が設定された。これをも とに、平成34年度までの10年の期間で、地方自治体をはじめ、関係団体や企業などと連 携しながら、取組を進めていくこととしている。 図1に示すとおり、特定健診・保健指導の実施率の向上を図りつつ、分析に基づく取組を 実施していくことは、健康日本21(第二次)を着実に推進し、ひいては社会保障制度を持 続可能なものとするために重要である。特に、データの分析を行うことで、個々人や各地域・ 職場において、解決すべき課題や取組が明確となり、それぞれにメリットが生じる。こうし たメリットを活かした具体的取組を実施することで、高血圧の改善、糖尿病有病者の増加の 抑制や脂質異常症の減少、さらに虚血性心疾患・脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少、糖尿 病腎症による新規透析導入の減少に結びつけていくことも可能となり、さらには、未受診者 への受診勧奨などを通じ、健康格差の縮小に寄与することも可能となる。なお、特に関連す る目標項目を表 1 に示す。 図1 特定健診・保健指導と健康日本21(第二次) 特定健診・保健指導と健康日本21(第二次) 一特定機能・保健指導のメリットを活かし、健康 日本21(第2次)を着実に推進一 特定健診・保健指導の実施率の向上 データの分析 地域・職場のメリット 個々人のメリット ○各地域、各職場特有の ○自らの生活習慣病のリスク保 健康課題がわかる。 有状況がわかる。 ○予防する対象者や疾患を ○放置するとどうなるか、どの生活 特定できる。 習慣を改善すると、リスクが減ら 〈レセプトを分析すると〉 未受診者への せるかがわかる。 ○何の病気で入院しているか、 受診勧奨 〇生活習慣の改善の方法が 治療を受けているか、 わかり、自分で選択できる。 なぜ医療要が高くなっているが 知ることができる。 健康の危勢の資源。 (受診の機会、治療の機会) の公平性の確保 ○重症化が予防できる ○重症化が予防できる。 ○死亡が回避できる ○医療費の伸びを抑制できる 健康格差の縮小 糖尿病有病者の 高血圧の改善 脂質異常症の減少 増加の抑制 糖尿病腎症による新規 脳血管疾患死亡率の減少 虚血性心疾患死亡率の減少 透析導入患者数の減少

標準的な健診	・保健指導プロ	コグラム	(確定版)	(平成 19 年 4 月)	

# 改訂案

# 表1 健康日本 21 (第二次)における特定健診・保健指導に関連した数値目標

項目       現状		目標	
①脳血管疾患・虚血性心疾	脳血管疾患	脳血管疾患	
患の年齢調整死亡率の減少	男性 49.5、女性 26.9	男性 41.6、女性 24.7	
(10万人当たり)	虚血性心疾患	虚血性心疾患	
	男性 36.9、女性 15.3	男性 31.8、女性 13.7	
	(平成 22 年)	(平成 34 年度)	
②高血圧の改善(収縮期血	男性 138mmHg	男性 134mmHg	
圧の平均値の低下)	女性 133mmHg	女性 129mmHg	
	(平成 22 年)	(平成 34 年度)	
③脂質異常症の減少	総コレステロール	総コレステロール	
	240mg/dl 以上の者の割合	240 mg/dl 以上の者の割合	
	男性 13.8%、女性 22.0%	男性 10%、女性 17%	
	LDLコレステロール	LDLコレステロール	
	160 mg/dl 以上の者の割合	160 mg/dl 以上の者の割合	
	男性 8.3%、女性 11.7%	男性 6.2%、女性 8.8%	
	(平成 22 年)	(平成 34 年度)	
糖尿病腎症による年間新規	16,247人	15,000人	
透析導入患者数の減少	(平成 22 年)	(平成 34 年度)	
糖尿病治療継続者の割合の	63.7%	75%	
増加	(平成 22 年)	(平成 34 年度)	
血糖コントロール指標にお	1.2%	1.0%	
けるコントロール不良者の	(平成 21 年度)	(平成 34 年度)	
割合の減少(HbA1cがJDS			
值 8.0%(NGSP 值 8.4%)以			
上の者の割合の減少)			
糖尿病有病者の増加の抑制	890万人 (平成19年)	1,000万人(平成34年度)	
メタボリックシンドローム	1,400万人	平成 20 年度と比べて 25%	
の該当者及び予備群の減少	(平成 20 年度)	減少(平成27年度)	
特定健康診査・特定保健指	特定健康診査の実施率	平成 25 年度から開始する	
導の実施率の向上	41.3%	第二期医療費適正化計画に	
	特定保健指導の実施率	合わせて設定	
	12.3%	(平成 29 年度)	
	(平成 21 年度)		

# (2) これからどのように変わるのか

<u>今般の</u>「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会)を踏まえ、「生活習慣病予防の徹底」を図るため、平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(以下、「特定健診」という。)及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(以下、「特定保健指導」という。)の実施を義務づけることとされた。また、「医療制度改革大綱」における政策目標は、平成27年度には平成20年と比較して糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%減少させることとしており、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされた。

この政策目標を達成するためには、医療保険者が効果的・効率的な健診・保健指導を実施する必要があることから、標準的な健診・保健指導プログラム、健診・保健指導データの管理方策、健診・保健指導の委託基準等の在り方を整理することが重要である。また、健診項目や保健指導の標準化により事業の評価が可能となるよう見直しを行うことも必要である。さらに、医療保険者が特定健診・特定保健指導の結果に関するデータを管理することにより、生涯を通じた健康管理が実施できるようになることも必要である。

# 改訂案

# 1-2 特定健診・保健指導制度とは

# (1) 高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導

「医療制度改革大綱」(平成 17 年 12 月 1 日 政府・与党医療改革協議会)において、 平成 27 年度には平成 20 年と比較して糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を 25%減少 させることが政策目標として掲げられ、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされ た。この考え方を踏まえ、生活習慣病予防の徹底を図るため、平成 20 年 4 月から、高齢者 の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。) により、医療保険者に対して、内臓脂肪等に着目した生活習慣病に関する健康診査(以下「特 定健診」という。)及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保 健指導(以下、「特定保健指導」という。)の実施が義務づけられた。

この政策目標を達成するためには、医療保険者が効果的・効率的な健診・保健指導を実施する必要があることから、標準的な健診・保健指導プログラムが作成された。

なお、健康日本 21 (第 2 次) における生活習慣に起因する疾病としては主としてがん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患であるが、この「標準的な健診・保健指導プログラム」においては、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、血糖高値、血圧高値、動脈硬化症から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症等で、保健指導により発症や重症化が予防でき、保健指導の成果を健診データなどの客観的指標を用いて評価できるものを主な対象にしている。

### (2)健康増進法に基づく健診・保健指導と特定健診・保健指導との関係

成人の健康の維持向上・回復を目的とした保健指導(栄養指導を含む。以下同じ。)は、 医師法(昭和22年法律第201号)、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、 栄養士法(昭和22年法律第245号)、高齢者医療確保法、健康増進法(平成14年法律 第103号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、健康保険法(大正11年法律第 70号)等にその法律上の根拠を有する。また、健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならないことが健康増進法第4条に定められている。これらの規定により、医療保険者も、被保険者や被扶養者に対する健診・保健指導を含めた保健事業にも積極的に取り組むことが求められていると言える。

特定健診・保健指導は、こうした保健事業のうち、高齢者医療確保法に基づき医療保険者の義務を明確にしたものであるということに留意されたい。

なお、健診・保健指導の実施に当たっては、高齢者医療確保法以外の関係各法に規定する 健診や事業の活用を考慮するとともに、市町村、事業主、医療保険者においては、健康課題 の分析結果に基づき、利用可能な社会資源を活用した積極的な保健事業の展開が望まれる。

# (3)標準的な健診・保健指導プログラムの特徴

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少という観点から、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の概念を導入した標準的な健診・保健指導プログラムの構築が必要である。具体的には、科学的根拠に基づき健診項目の見直しを行うとともに、生活習慣病の発症・重症化の危険因子(リスクファクター)の保有状況により対象者を階層化し、適切な保健指導(「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」)を実施するための標準的な判定の基準を導入することとしており、健診により把握された保健指導の対象者に対し、個々人の生活習慣の改善に主眼をおいた保健指導が重点的に行われることとなる。

標準的な健診・保健指導プログラムでは、健診結果及び質問項目により、対象者を生活習慣病のリスク要因の数に応じて階層化し、リスク要因が少ない者に対しては、生活習慣の改善に関する動機づけを行うこととし、リスク要因が多い者に対しては、医師、保健師、管理栄養士等が積極的に介入し、確実に行動変容を促すことをめざす。そして、対象者が健診結果に基づき自らの健康状態を認識した上で、代謝等の身体のメカニズムと生活習慣(食習慣や運動習慣等)との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容に結びつけられるようにするものである。さらに、現在リスクがない者等に対しても、適切な生活習慣あるいは健康の維持・増進につながる必要な情報提供を行う。

保健指導を行う際には、対象者のライフスタイルや行動変容のステージ(準備状態)を把握した上で、対象者自らが実行可能な行動目標を立てることを支援することが必要である。

また、健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導や個々人の健診 結果を読み解き、ライフスタイルを考慮した保健指導を行うための具体的な学 習教材等についても検討を行った。

さらに、医療保険者においては、各種データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施するとともに、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群減少のアウトカム 1 (結果) 評価が可能なデータ分析の手法について検討した。

1 アウトカム:成果・評価。対象者の健康状態への効果、知識の普及、健康行動、保健医療サービス満足度等。

また、本プログラムは、医療保険者が義務として実施する特定健診<u>及び特定</u>保健指導(<u>以下、「特定健診・保健指導」という。</u>)の<u>対象者</u>である40歳から74歳を主たる対象として<u>とりまとめられたものである。このうち、65歳から74歳の高齢者については、地域支援事業(介護予防)の対象ともなっていることから、その連携方策について示した。なお、75歳以上の後期高齢者についても、健診・保健指導の在り方、地域支援事業(介護予防)との連携方策についても検討を行った。</u>

# 改訂案

# 1-3 標準的な健診・保健指導プログラムの位置づけ

記載重複 → 削除 本プログラムは、高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導を中心に、健康増進法に基づき生活習慣病対策を推進するための効果的な健診・保健指導を実施するにあたり、健診・保健指導に関わる医師、保健師、管理栄養士等\*1や事務担当者を含めた当該事業に関わる者が理解しておくべき基本的な考え方や実施する際の留意点等を示したものである。

なお、特定健診・保健指導を実施する際に医療保険者(あるいは委託先となる健診・保健 指導機関)として留意すべき点については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に 向けた手引き」(平成〇年〇月厚生労働省保険局)を参照されたい。

第1編 1-4(4)②へ移動

第2編 2-2(2)③へ移動

記載重複のため削除

過去の状況に関する記載のため削除

また、本プログラムは、医療保険者が義務として実施する特定健診・保健指導の<u>対象年齢</u>である 40 歳から 74 歳<u>までの者</u>を主たる対象として<u>記載している。65 歳以上の高齢者については、地域支援事業(介護予防)の対象者でもあることに留意されたい。</u>

# (4) 今後の健診・保健指導

# 1)健診・保健指導の重点の変化

老人保健事業では、健診の受診率を上げることに重点が置かれ、健診後の保健指導を実施しているところでも、保健指導は付加的な役割に留まっていたきらいがある。また、職域保健では、健診は行われていたが一部の事業所を除いて十分な保健指導が行われていなかった。

しかしながら、最近では、生活習慣病予備群に対する生活習慣への介入効果についての科学的根拠が国際的に蓄積してきており、我が国においても国保へルスアップ事業等において生活習慣病予備群に対する効果的なプログラムが開発されてきた。さらに、メタボリックシンドロームの診断基準が示され、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導の重要性が明らかになったところである。このため、今後の健診・保健指導は、"保健指導"に重点を置いたものとなる。

### 2) 健診・保健指導の目的

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきた。

今後の健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている 生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少 させることが目的となる。

# 改訂案

※1:平成 29 年度末まで暫定的に、一定の実務経験がある看護師についても保健指導を行うことができる。「一定の実務経験」とは、平成 20 年 4 月現在において、1 年以上、医療保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を指す。

# 1-4 健診・保健指導の基本的な考え方

# (1)保健指導への重点の変化

かつて、<u>市町村で実施されていた</u>老人保健事業では、健診の<u>アウトプット(参加人数、</u> 実施回数など)を充実することに重点が置かれ、健診後の保健指導を実施しているところで も、保健指導は付加的な役割に留まっていた。また、<u>事業の評価につながる分析が十分には</u> なされていなかったとの指摘がある。

近年、生活習慣病予備群に対する生活習慣への介入効果についての科学的根拠が国際的に蓄積され、我が国においても国保ヘルスアップ事業をはじめとして生活習慣病予備群に対する効果的な介入プログラムが開発されてきた。さらに、日本内科学会等の内科系8学会合同でメタボリックシンドロームの診断基準が示され、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導の重要性が明確化された。こうした状況を踏まえ、現在の健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した上で、生活習慣病の危険因子の数に応じて階層化された保健指導対象者に対し、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導を重視するものとなっている。

なお、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導を行うのは、標準化された保健指導を一律に実施する際には内臓脂肪型肥満に着目することが効果的かつ効率的であるとの知見があるためであるが、こうした保健指導の考え方によって非肥満者に対する保健指導の重要性が低下するわけではないことに留意されたい。

# (2) 健診・保健指導の目的

# 過去の状況に関する記載のため削除

現在の健診・保健指導は、主として内臓脂肪型肥満に着目し、健診によって保健指導対象 者を抽出して対象者のもつ危険因子の数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因と なっている生活習慣を改善し、生活習慣病予防を行うことを目的としている。

また、集団全体については、データに基づいて健康課題を明確化しながら PDCA (計画 (Plan) ⇒実施 (Do) ⇒評価 (Check) ⇒改善 (Action)) サイクルを意識した保健事業 を展開していくことで、生活習慣病の有病者・予備群を減少させることを目的としている。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行う。

# 3) 保健指導の対象者

市町村では健診の事後指導として健康相談や健康教育が行われているが、参加できない住民も多く、一部の「要指導」者に対してのみ保健指導が行われていた。また、事業所では健診後の保健指導は一部の大企業では全員を対象として行われていたが、多くの中小企業では要指導者のみ又はほとんど指導が行われていないという状況であった。また、「要治療」や「要精検」となった者の治療状況について確認する手段が限られていたことから、これらの者の把握が困難であった。

今後は、医療保険者が健診・保健指導を行うことから、健診受診者全員に対して、必要性に応じた保健指導が行われることになる。具体的には、健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて階層化し、「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の保健指導を行う。

第2編 第3章2)から移動

また、医療保険者は、保健指導の実施状況<u>や、「要治療」や「要精検」となった者の治療状況が把握できることから、保健指導が必要な対象者を把握する</u>ことは容易になる。

# 改訂案

# (3)健診

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は<u>対象者</u>個人が<u>自らの健康状態を理</u>解して生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけることができる。

健診では、適切な条件で所定の検査を実施した上で、健診結果を速やかに対象者に通知する。その際、対象者に自らの生活習慣等の問題点を発見・意識させ、療養及び疾病予防に効果的につながるよう、経年変化を分かりやすく表示したり、どのような疾患のリスクが高まるのかを分かりやすく説明したり、生活習慣の具体的な改善方法を解説したりするなど、対象者本人に対して健診結果やその他必要な情報の提供(フィードバック)を工夫して行うことが求められる。

また、健診を受診した結果、医療機関において専門的な治療を速やかに開始すべき者が見いだされる場合がある。そうしたケースでは特に、対象者がその健診結果を十分に理解できるよう支援し、確実な受診勧奨を行うとともに、実際に医療機関での受診に至ったかどうかの確認を行うことも必要である。

詳細は第2編第2章を参照されたい。

# (4)保健指導

①対象者

過去の状況に関する記載のため削除

健診・保健指導については、健診受診者全員に対して情報提供を行うほか、健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて選定・階層化し、必要性に応じた保健指導が行われる。具体的には、腹囲等を第一基準として、血糖・血圧・脂質・喫煙のリスクが重複している者を保健指導の対象とし、保健指導として「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」を行う。服薬中の者については、医療保険者が保健指導を行うことは義務ではないが、きめ細かな生活習慣改善支援や治療中断防止の観点から、主治医と連携した上で保健指導を行うことができる。

また、医療保険者は、保健指導の実施状況や受診勧奨を行った者の治療継続状況を確認し、 検査結果の異常の程度が著しいために受診勧奨されたにも関わらず受診していなかったり 治療を中断していたりする者等を把握することができる。こうしたデータの利活用により、 重点的な保健指導対象者の選定に役立てることが望ましい。

# 4)保健指導の内容

これまで、健診後の保健指導は、健診結果を通知しパンフレットなどを使用 して一般的な情報提供をする保健指導や、高血圧、糖尿病等の病態別の保健指 導が行われていた。

今後、健診後の保健指導は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣の改善に重点を置いた指導を行う。具体的には、健診結果から本人が身体状況を理解し、生活習慣改善の必要性を認識でき、行動目標を自らが設定し実行できるよう、個人の行動変容をめざした保健指導を行う。保健指導は、対象者の考えや行動変容のステージ(準備状態)を考慮し、個別性を重視した保健指導が行われることになる。

第1編第1章(3)から移動

# 5)保健指導の方法

地域保健では、老人保健事業として病態ごとの健康教育や健康相談において、集団及び個人に対する相談・指導が行われていたが、疾患の理解とその予防方法を指導する傾向が強かった。老人保健事業第4次計画からは個別健康教育が導入され、個人の行動変容を促す事業が開始されたが、この事業は「要指導」者のごく一部の対象者に実施されていたものであった。

また、職域保健では、産業医や保健師等による健康支援が行われ、個人の行動変容を促す取り組みが行われていたが、このような保健指導の実施は大企業などのごく一部の事業所に留まっていた。

現在、個人の行動変容に着目をした生活習慣病予防プログラムの開発が先進的な地域や職域で行われていることから、今後は、これを基にした保健指導プログラムの標準化を図り、全ての医療保険者において行動変容を促す保健指導が行われることになる。

健診受診者全員に対して、生活習慣改善の必要性に<u>応じた保健指導の</u>階層化を行い、保健指導としては、「情報提供」のみ、個別面接を含んだ「動機づけ支援」、3ヶ月から6ヶ月程度の支援プログラムの「積極的支援」を行う。

<u>そして、</u>保健指導が終了した後も対象者が<u>継続して健康的な生活習慣が維持できるように、</u>社会資源<u>の</u>活用<u>や</u>ポピュレーションアプローチによる支援<u>が行</u>われる。

# 改訂案

②内容

# 過去の状況に関する記載のため削除

保健指導は、主にメタボリックシンドロームに着目し、対象者の個別性を重視して、生活習慣の改善に重点を置いた指導を行う。具体的には、危険因子が多い者に対しては、医師、保健師、管理栄養士等が積極的に介入し、確実に行動変容を促す。その結果、対象者が、健診結果に基づき自らの健康状態を認識した上で、代謝等の身体のメカニズムと生活習慣(食生活や運動習慣、喫煙習慣、飲酒習慣等)との関係を理解し、生活習慣の改善を自ら選択し、実行可能な行動目標を立てて、行動変容に結びつくようにする。

<u>③方法</u>

# 過去の状況に関する記載のため削除

健診受診者全員に対して、生活習慣改善の必要性<u>の度合いに応じて、すなわち、危険因子の数に基づいて</u>階層化を行い、保健指導としては、「情報提供」のみ、個別面接を含んだ「動機づけ支援」<u>又は</u>3ヶ月から6ヶ月程度の支援プログラムの「積極的支援」<u>のいずれか</u>を行う。特定保健指導としては、このうち「動機づけ支援」又は「積極的支援」のいずれかを行う。

保健指導が終了した後も、対象者が<u>健康的な生活習慣を維持し、さらなる改善に取り組め</u>るよう、社会資源を活用したポピュレーションアプローチによる支援を行う。

# 6) 健診・保健指導の評価

健診結果は健康課題を分析するための重要な情報源であるが、積極的な活用が十分にされず、保健事業の実施回数や参加人数によって評価されてきた。このため、健診や保健指導の成果や医療費に対する影響などのアウトカム(結果)評価ではなく、アウトプット<sup>2</sup>(事業実施量)評価であったため、保健事業の改善につながりにくかった。

<u>今後、</u>健診や保健指導の結果は医療保険者が管理すること<u>になることから</u>、アウトプット(事業実施量)評価に加え、アウトカム(結果)評価やプロセス<sup>3</sup> (過程)評価を含めた総合的な評価<u>が行われることになる。</u>このような評価により、健診・保健指導の事業全体を改善する仕組み<u>をつくることができ、また、</u>健診・保健指導のデータとレセプトとの突合が可能になることから、健康課題を明確にした戦略的な取り組みが可能となる。

# 7) 実施体制

地域保健では、老人保健法に基づき市町村の衛生部門が保健事業を実施して おり、健診は都市部においては医療機関に委託されている場合が多いが、保健 指導はほとんど市町村において、市町村保健師、管理栄養士等が関係者の協力 を得て直接実施してきた。

職域では健診は委託されている場合が多いが、保健指導は一定規模以上の事業所では、事業所や健康保険組合に所属する産業医や保健師等が行い、また、専門職がいない事業所の場合は、総合健保組合や社会保険健康事業財団、地域産業保健センター等が実施してきたが、すべての事業所において実施されてこなかったことから、実施体制は事業所間の格差が大きい状況であった。

今後、健診・保健指導は、標準化されたプログラムに基づき、医療保険者が 実施することになるが、特定保健指導の対象者は少なくないことが予測されて いることから、保健指導についても事業者への委託が進むことが想定されてい る。

市町村では国保部門が衛生部門との連携の下に、健診・保健指導を実施する ことになり、対象者の多い地域では事業者と協働した体制で保健指導が行われ ることが予想される。

また、専門職がいない事業所においては、保健指導を充実させるために事業 者への委託が進むものと思われる。

# 改訂案

(5) 健診・保健指導の評価

# 過去の状況に関する記載のため削除

健診・保健指導の結果は、対象集団の健康課題を分析するための重要な情報源である。健診・保健指導のデータを医療保険者が管理することで、アウトプット\*1(事業実施量)評価に加え、アウトカム\*2(結果)評価やプロセス\*3(過程)評価を含めた総合的な評価を行うことができる。このような評価により、健診・保健指導の事業全体を改善する仕組みでくりや健診・保健指導のデータとレセプトとの突合が可能になることから、健康課題を明確にした戦略的な取組みを実施することができる。

- ※1 アウトプット:事業実施量。実施された事業におけるサービスの実施状況や業務量。
- ※2 アウトカム:成果・評価。対象者の健康状態への効果、知識の普及、健康行動、保健医療サービス満足度等。
- ※3 プロセス:過程。保健医療従事者の活動(情報収集、問題分析、目標設定、事業の実施状況等) 及び対象者の活動(サービス・事業に対する満足度、継続率、完遂等)。
- (6) 実施体制

# 過去の状況に関する記載のため削除

医療保険者は、特定健診・保健指導を含めた保健事業の質や量を確保する必要があるが、 各医療保険者の規模や置かれている状況は様々であり、適切なアウトソーシングの活用も含め、それぞれにあった実施体制を構築し、取り組みを進めることが有効である。

地域では、健診・保健指導の効率的な実施等のため、市町村は国保部門・衛生部門・介護部門間の連携強化を図るとともに、対象者の多い地域では医師会やアウトソーシング事業者と協働した体制づくりなどが考えられる。

職域では、事業所や医療保険者に所属する産業医や保健師等の専門職を中心とした体制の 構築や、健診機関や適切なアウトソーシング事業者への委託などが考えられる。特に職域に

# 標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月) そして、ポピュレーションアプローチの展開による環境整備や、ITを活用 した機器や支援ツールの開発、種々の施設などの社会資源を有効に活用した体 制が整備されることになる。 2 アウトプット: 事業実施量。実施された事業におけるサービスの実施状況や業務量。 3プロセス:過程。保健医療従事者の活動(情報収集、問題分析、目標設定、事業の実施状況等) 及び対象者の活動(サービス・事業に対する満足度、継続率、完遂等)。

# 改訂案

おいては、事業主の協力により保健指導が受けやすくなるとともに、保健指導の効果が上がることが予想される。そこで医療保険者は保健指導の推進に当たって、積極的に事業者の協力を得ることが望まれる。

記載重複のため削除

# 内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための 健診・保健指導の基本的な考え方について



標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)

	これまでの健診・保健指導		これからの健診・保健指導
健診・ 保健指導 の関係	健診に付加した保健指導	最新の科学的知識と、課題抽出の	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための 保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導	ための分析	結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士 等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う
内容	健診結果の伝達、理想的な生活 習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を 理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導 の対象者	健診結果で「要指導」と指摘され、 健康教育等の保健事業に参加し た者		理解し、生活首領の政善を目らか選択し、行動変容にうなける 健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された 保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて 「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」を行う
方 法	一時点の健診結果のみに基づく 保健指導 画一的な保健指導	行動変容を促す手法	健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に 沿った保健指導を計画的に実施 個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮 した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 実施回数や参加人数		アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備群の25%減少
実施主体	市町村		┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

# 内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための 健診・保健指導の基本的な考え方について

新

	かつての健診・保健指導		現在の健診・保健指導
健診・ 保健指導 の関係	健診に付加した保健指導	最新の科学的知識と、課題抽出のた	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための 保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導	めの分析	結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士 等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う
内 容	健診結果の伝達、理想的な生活 習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を 理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導 の対象者	健診結果で「要指導」と指摘され、 健康教育等の保健事業に参加 した者		健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」を行う
方 法	一時点の健診結果のみに基づく 保健指導 画一的な保健指導	行動変容を促す手法	健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 実施回数や参加人数		アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備群の25%減少
実施主体	市町村		医療保険者

1

# 第2章 新たな健診・保健指導の進め方(流れ)

# (1)計画の作成

健診・保健指導計画作成のために、各種データ分析<u>(男女別・年代別の健診結果、有所見状況、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者・予備群数及びリスクの重複状況、対象となる被保険者数・被扶養者数及び過去の健診受診者数・未受診者数等の把握、医療費データ(レセプト等)、要介護度データ等)</u>を行い、集団の特性や健康課題を把握し、具体的な目標を定めた年次計画を策定し、毎年の健診・保健指導事業を実施していくことが必要である。

また、未受診者等に対する支援方法についても、集団特性に<u>併せ</u>、創意工夫をし、 計画の中に盛り込んでいくことが必要である。

# 2) 健診の実施、保健指導対象者の選定・階層化

# 改訂案

# 第2章 健診・保健指導の進め方(流れ)

# 2-1 計画の作成

健診・保健指導計画作成のために、各種データ<sup>※1</sup>の分析を行い、集団の特性<u>(地</u><u>域や職場の特性)</u>や健康課題を把握し、具体的な目標を定めた年次計画を策定し、 毎年の健診・保健指導事業を<u>実施する。</u>

健診項目としては、集団の特性や健康課題に応じて健診検査項目を設定することとなるが、特定健診については基本的な健診の項目の実施が必須となっていることに留意する。また、保健指導についても、どのような者に優先すべきか、集団の特性や健康課題に応じて設定する。特定健診・保健指導においては、医療保険者はこうしたことを踏まえて各期の特定健診等実施計画を策定する必要がある。

また、<u>健診</u>未受診者等に対する支援方法についても、集団特性に<u>合わせ</u>、創意工夫をし、受診率向上のための具体策を計画の中に盛り込むことが重要である。

※1 男女別・年代別の健診結果、有所見状況、メタボリックシンドローム該当者・予備群数及びリスクの重複状況、対象となる被保険者数・被扶養者数及び過去の健診受診者数・未受診者数等の把握、医療費データ(レセプト等)、要介護度データ等。

# 2-2 健診の実施と健診結果やその他必要な情報の提供(フィードバッ

# ク)

<u>健診対象者に対して、健診受診を促す。その際、望ましい条件下(空腹時採血等)</u>で健診が受診されるよう、事前の情報提供を行う。

健診の実施に際しては、プライバシーに配慮した検査環境を整えた上で、適切な 検査手技に基づき検査を実施する。また、医師が詳細な検査を要すると判断した者 については、受診者本人に丁寧にその必要性を説明した上で、円滑に当該検査を受 けられるよう配慮する。

各種検査値の測定に当たっては、検査の精度管理及び検体管理を適切に行う。 健診実施後は、全ての健診受診者に対し、速やかに健診結果やその他必要な情報の提供(フィードバック)を行う。生活習慣病は自覚症状を伴うことなく進行することから、検査結果が示唆する自らの健康状態を全ての健診受診者が理解できるよう、通知の様式や通知方法を工夫してフィードバックを行うことが求められる。特に、専門的な治療を開始する必要がある者に対しては、病状を十分に理解できるよう支援した上で、確実に受診勧奨を行う。詳細は第2編第2章を参照されたい。

健診結果及び質問項目を基に保健指導対象者の選定・階層化を行うことが必要である。保健指導の対象者は、健診受診者すべてであるが、保健指導の必要性の度合いによって階層化を行う。階層化は、①「情報提供」のみを行う、②「情報提供」に加え「動機づけ支援」を行う、③「情報提供」に加え「積極的支援」を行う、の3段階に区分して、保健指導を実施する。

# (3) 保健指導

<u>健診結果及び質問項目により</u>階層化された対象者に、適切な保健指導<u>(「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」)</u>を行うことが必要である。

# (4)評価

健診・保健指導の結果を基に、ストラクチャー1(構造)評価(実施体制、施設・設備の状況)、プロセス(過程)評価(健診・保健指導実施者の研修等)、アウトプット(事業実施量)評価(実施回数、参加人数等)、アウトカム(結果)評価(糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少数、健診データの改善、健康度の改善効果、医療費の適正化効果等)を行い、次年度の健診・保健指導計画につなげることが必要である。

1 ストラクチャー:構造。健診・保健指導を実施する際の構成因子。物的資源(施設、設備、資金等)、 人的資源(職員数、職員の資質等)、組織的資源(スタッフ組織、相互検討の仕組 み、償還制度等)。

# 改訂案

# 2-3 保健指導対象者の選定・階層化と保健指導

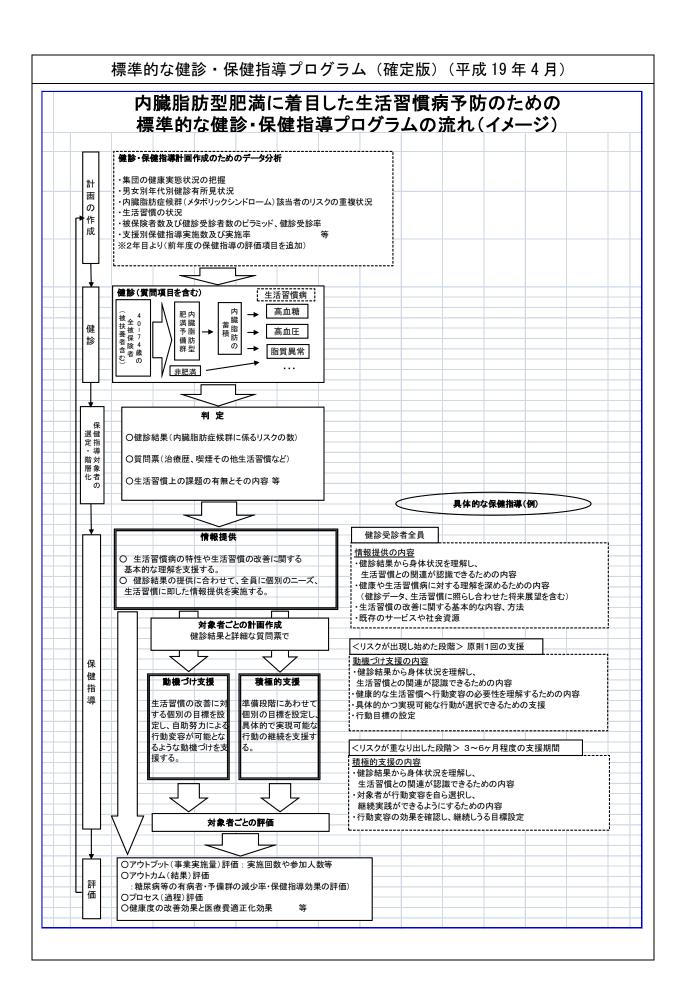
所定の基準に基づき階層化を行い、保健指導の必要性の度合いに応じて、すなわち生活習慣病の危険因子の数に応じた保健指導対象者の選定・階層化を行う。その結果、対象者は、①「情報提供」のみを行うレベル、②「情報提供」及び「動機づけ支援」を行うレベル、③「情報提供」及び「積極的支援」を行うレベル、の3種類に区分される。このうち、医療保険者の義務である特定保健指導の対象者は、上記②、③のレベルの対象者から服薬中の者を除いた者である。

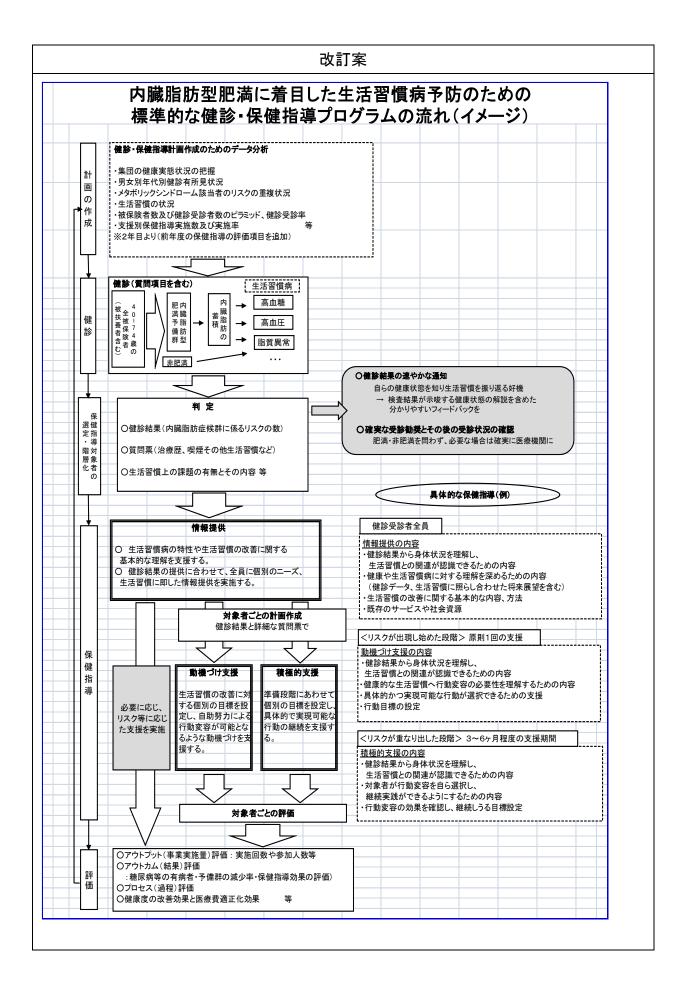
階層化された<u>保健指導</u>対象者に<u>対し、個別に</u>適切な保健指導を行う。<u>この際、特</u>定保健指導(「動機づけ支援」及び「積極的支援」)の対象とならない者に対しても、個々のリスク等の状況に応じ、必要な支援を行うことが重要である。

# 2-4 評価

健診・保健指導の結果を基に、ストラクチャー\*(構造)評価(実施体制、施設・設備の状況)、プロセス(過程)評価(健診・保健指導実施者の研修等)、アウトプット(事業実施量)評価(実施回数、参加人数等)、アウトカム(結果)評価(糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少数、健診データの改善、健康度の改善効果、医療費の適正化効果等)を行い、次年度の健診・保健指導計画につなげることが必要である。

※ストラクチャー:構造。健診・保健指導を実施する際の構成因子。物的資源(施設、設備、 資金等)、人的資源(職員数、職員の資質等)、組織的資源(スタッフ組織、相互検討の仕組 み、償還制度等)。





# 第3章 保健指導実施者が有すべき資質

医療保険者が「健診・保健指導」事業を実施することとなり、本事業に関わる医師・保健師・管理栄養士等は新たな能力を開発することが求められる。それは、効果的・効率的な事業の企画・立案ができ、そして事業の評価ができる能力である。

また、保健指導<u>に当たって</u>は対象者の身体の状態に配慮しつつ行動変容に確実につながる支援ができる能力を獲得する必要がある。

# (1)「健診・保健指導」事業の企画・立案・評価

医療保険者に所属している医師・保健師・管理栄養士等は、「健診・保健指導」 事業の企画・立案や評価を行い、効果的な事業を実施する役割があることから、以 下のような能力を習得する必要がある。

# 1) データを分析し、優先課題を見極める能力

健診・保健指導を計画的に実施するためには、まず健診データ、医療費データ(レセプト等)、要介護度データ、地区活動等から知り得た対象者の情報などから<u>地域特</u>性、集団特性を抽出し、集団の優先的な健康課題を設定できる能力が求められる。

具体的には、医療費データ(レセプト等)と健診データの突合分析から疾病の発症予防や重症化予防のために効果的・効率的な対策を考えることや、どのような疾病にどのくらい医療費を要しているか、より高額<u>にかかる</u>医療費<u>の</u>原因は何か、それは予防可能な疾患なのか等を調べ、対策を考えることが必要である。

- ※ レセプト分析をすることにより、糖尿病やその合併症がいかに多いか、医療費が多くかかっているか等が明らかに<u>なることにより</u>、医療費適正化のための疾病予防の重要性を認識し、<u>確実な</u>保健指導に結びつけることが<u>必要である。</u>
- ※ <u>対象者の生活習慣</u>を把握することで、目標達成に向けて何が解決すべき課題で、どこに優先的な予防介入が必要であるかという戦略を立てることが重要である。

#### 改訂案

# 第3章 健診・保健指導事業に関わる者が有すべき資質

効果的・効率的な健診・保健指導事業を実施するために、医師、保健師、管理栄養 工等や事務担当者を含めた当該事業に関わる者は、事業の企画・立案から事業の実施、 評価に至るまでの一連のプロセスを行う能力が求められる。

また、<u>個別の</u>保健指導<u>の実施者</u>は、対象者の身体<u>及び精神状態、背景、価値観等に</u>配慮しつつ、行動変容に確実につながる<u>ような</u>支援ができる能力を獲得する必要がある。

# 3-1 事業の企画・立案・評価を担う者が有すべき資質

医療保険者に所属している医師、保健師、管理栄養士等<u>や事務担当者を含めた健</u> <u>診・保健指導事業に関わる者</u>は、<u>その</u>事業の企画・立案や評価を行い、効果的な事業を実施する役割があることから、以下のような能力を習得する必要がある。

# (1) データを分析し、優先課題を見極める能力

健診・保健指導を計画的に実施するためには、まず健診データ、医療費データ(レセプト等※1)、要介護度データ、地区活動等から知り得た対象者の情報などから、対象集団の特性(地域や職場の特性)を抽出し、対象集団の優先的な健康課題を設定できる能力※2が求められる。

<u>例えば</u>、医療費データ(レセプト等)と健診データの突合分析から<u>、その対象集</u> <u>団に比較的多い</u>疾病の発症予防や重症化予防のために効果的・効率的な対策を考えることや、どのような疾病にどのくらい医療費を要しているか、より高額<u>な</u>医療費がかかる原因疾患は何か、それは予防可能な疾患なのか等を調べ、対策を考える<u>能力</u>が必要となる。

また、データの電子化に伴い、突合分析においては適切に電子データを処理する 技術が必要である。

- ※1 レセプト分析をすることにより、糖尿病等の生活習慣病やその合併症である脳卒中や心筋梗塞などがいかに多いか、医療費がいかに多くかかっているか等を明らかにできる。それにより、医療費適正化のための疾病予防の重要性を認識し、的確な保健指導に結びつけることができる。
- ※2 <u>対象集団の検査データの傾向や生活習慣上の課題</u>を把握することで、<u>集団に関する</u>目標達成に向けて何が解決すべき課題で、どこに優先的な予防介入が必要であるかという戦略を立てることが重要である。

#### 2) 健診・保健指導の企画・調整能力

保健指導の対象者の増加が予測される中、「動機づけ支援」及び「積極的支援」 を行う体制を整備することが必要であり、既存の保健指導に関係する社会資源を効率的に活用するとともに、事業者等を含めた保健指導の体制を構築する能力が求められる。

また、個人に着目をした保健指導を行うのみでなく、地域・職域にある様々な保健活動や関連するサービスと有機的に連動できるような保健指導体制の構築を行っていくことが求められることから、地域・職域連携推進協議会や保険者協議会を活用し、医療保険者・関係機関・行政・NPO等との密接な連携を図り、協力体制をつくることや、地域に必要な社会資源を開発するなど、多くの関係機関とのコーディネートができる能力が求められる。

一方、積極的支援の対象者が多い場合、効率的に健診・保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群減少の目標を達成するために、過去の健診結果等も十分に加味し、発症・重症化する恐れの<u>ある人</u>を、優先的に抽出していく能力も必要となる。

健診受診率、保健指導実施率向上のための効果的な方策の企画能力も求められる。

### 3)保健指導の委託に関する能力

健診・保健指導を事業者へ委託する場合は、委託基準に基づき健診・保健指導を 実施する機関を選定していくこととなるが、その際には、費用対効果が高く、結果 の出る事業者を選択し、医療保険者として健診・保健指導の継続的な質の管理を行 う能力が求められる。

具体的には、保健指導を委託する際に、医療保険者は委託する業務の目的、目標や範囲を明確にし、これらに合致した事業者の状況を確認した上で、選定する必要がある。また、保健指導の質を確保するためには、委託基準や詳細な仕様書を作成する必要があり、実際の委託契約においては、金額のみで契約が行われることがないよう、費用対効果を念頭に置いて保健指導の内容を評価し、契約にその意見を反映させるなど、適切な委託を行うための能力も必要である。

また、委託後、適切に業務が行われているかモニタリング <sup>1</sup>し、想定外の問題が ないか情報収集を行い、問題がある場合にはできるだけ早急に対応する能力も求め られる。

# 改訂案

### (2) 健診・保健指導の企画・調整能力

対象集団の特性(地域や職場の特性)を踏まえた健診項目の選定や、受診勧奨した者が確実に受診したかどうかの確認を行う体制を含め、効果的に健診・保健指導を行う体制を整備することが必要である。そのためには、保健指導に関係する既存の社会資源を効率的に活用するとともに、健診等業務を受託する事業者等を含めた保健指導の連携・協力体制を構築する能力が求められる。

また、個人に着目した保健指導を行うのみでなく、地域・職域にある様々な保健活動や関連するサービスと有機的に連動させた保健指導体制の構築を行っていくことが求められる。そのため、地域・職域連携推進協議会や保険者協議会を活用し、医療保険者・関係機関・行政・NPO等との密接な連携を図り、協力体制をつくることや、地域に必要な社会資源を開発するなど、多くの関係者間のコーディネートができる能力が求められる。

一方、積極的支援の対象者が多い場合、効率的に健診・保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群減少の目標を達成するために、過去の健診結果等も十分に加味し、発症・重症化する恐れの<u>特に高い対象者</u>を、優先的に抽出していく能力も必要となる。

健診受診率、保健指導実施率向上のための効果的な方策の企画能力も求められる。

# (3) 健診・保健指導の委託に関する能力

健診・保健指導を事業者へ委託する場合は、委託基準に基づき健診・保健指導<u>の</u> 実施機関を選定していくこととなる<u>。</u>

保健指導を委託する際には、委託する業務の目的、目標や範囲を明確にした上で、 費用対効果が高く、結果の出る事業者を選択し、健診・保健指導の<u>質の管理を継続</u>的に行う能力が求められる。

また、保健指導の質を確保するためには、委託基準や詳細な仕様書を作成する必要があり、実際の委託契約においては、金額のみの観点から契約が行われることがないよう、費用対効果を念頭に置いて保健指導の内容を評価し、契約にその意見を反映させるなど、適切な委託を行うための能力も必要である。

また、委託後、適切に業務が行われているかモニタリング\*し、想定外の問題が ないか情報収集を行い、問題がある場合にはできるだけ早急に対応する能力も求め られる。

※ モニタリング:変化を見逃さないよう、続けて測定、監視すること。

<sup>1</sup> モニタリング:変化を見逃さないよう、続けて測定、監視すること。

# 4) 評価能力

<u>これからの</u>保健指導は、成果を<u>確実</u>にあげることが求められることから、健診・保健指導の結果を基に、アウトカム(結果)評価など各種評価を行い、次年度の企画・立案につなげることができる能力が必要である。

評価の方法等は第3編に詳述しているのでここでは触れないが、保健指導の効果の評価ができるような実行可能な評価計画を立て、その結果を分析解釈して課題を明確にし、現存のシステム改善について具体的に提案できる能力が求められる。

また、健診結果及び質問項目による対象者の選定が正しかったか、対象者に必要な保健指導が実施されたか等を評価し、保健指導の技術を向上させていくことが必要である。

# 5) 保健指導の質を確保できる能力

保健指導の質を保ち、効果的な保健指導が行われるよう、保健指導場面への立ち会い、対象者の評価等から保健指導実施者の技能を評価するとともに、質の向上のための保健指導実施者に対する研修の企画や事例検討の実施など人材育成を行う能力も求められる。

# 6) 保健指導プログラムを開発する能力

保健指導に係る新しい知見や支援方法に関する情報を収集し、また実際の<u>保健指</u> <u>導</u>場面での対象の反応や保健指導の評価に基づいて、定期的に保健指導プログラム を見直し、常に有効な保健指導プログラムを開発していく能力が求められる。

# 改訂案

# (4) 事業の事後評価を行う能力

保健指導は、成果を<u>着実</u>にあげることが求められることから、健診・保健指導の結果を基に、アウトカム(結果)評価など各種評価を行い、次年度の企画・立案につなげることができる能力が必要である。

評価の方法等は第3編で詳述しているのでここでは触れないが、保健指導の効果の評価ができ実行可能な評価計画を立て、その結果を分析して課題を明確にし、現行の<u>健診・保健指導</u>システム<u>の</u>改善について具体的に提案できる能力が求められる。

また、健診結果及び質問項目による対象者の選定が正しかったか、対象者に必要な保健指導が実施されたか等を評価し、保健指導の技術を向上させていくことが必要である。

# (5) 保健指導の質を確保できる能力

保健指導の質を保ち、効果的な保健指導が行われるよう、保健指導場面への立ち会い<u>や</u>対象者<u>の満足度</u>等から保健指導実施者の技能を評価するとともに、質の向上のための保健指導実施者に対する研修の企画や事例検討の実施など、人材育成<u>に取り組む能力も求められる。</u>

# (6) 保健指導プログラムを開発する能力

保健指導に係る新しい知見や支援方法に関する情報を収集し、また実際の<u>指導場面</u>での対象<u>者の反応や保健指導実施者に対する</u>評価に基づいて、定期的に保健指導プログラムを見直し、常に<u>より効果的な</u>保健指導プログラムを開発していく能力が求められる。

# (2) 対象者に対する健診・保健指導

<u>健診後の</u>保健指導は、医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等が実施するのみではなく、アウトソーシング先の事業者も実施する<u>ことになる</u>。いずれも効果的な保健指導を実施することが求められる<u>ことから</u>、以下のような能力の習得が必要である。

なお、医師、保健師、管理栄養士等は、それぞれの養成課程における教育内容が 異なり、新たに習得すべき能力に差があることから、研修プログラムを組む際には この点を考慮する必要がある。

# 1)健診結果と生活習慣の関連を説明できる能力

健診結果から現在の健康状態を把握した上で、対象者に対し、<u>食事・運動などの問題(摂取エネルギー過剰、運動不足)</u>による代謝の変化(<u>高血糖、中性脂肪高値</u>などの変化で可逆的なもの)が血管の変化(動脈硬化等の不可逆的なもの)になるという<u>進行段階</u>をしっかり押さえ、<u>健診結果の内容を十分に理解し、</u>納得できる説明を実施する能力が必要である。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)、糖尿病、高脂血症、動脈硬化等 の機序・病態と健診データを本人の生活習慣と結びつけて対象者に分かりやすく説 明し、行動変容を促すことができる最新の知識・技術を習得し、さらに研鑽し続け ることが必要である。

- ※ 高血糖状態など、糖尿病等になる前の段階で早期に介入し、保健指導により行動変容につなげていくことで、疾病の発症予防を行うべきであり、また、糖尿病等になり合併症を発症した場合でも、医療機関と連携し、保健指導を継続することで更なる重症化予防の支援を行うべきである。
- ※ 実際に重症化した人などの治療状況や生活習慣等を把握することにより、なぜ疾病発症、重症化が予防できなかったのか考える必要がある。なぜ予防できなかったかを検証することにより、医療機関との連携や保健指導において対象者の行動変容を促す支援<u>の</u>技術の向上につながる。

# 2) 対象者との信頼関係の構築

保健指導は、対象者が自らの健康問題に気づき、自分自身で解決方法を見出していく過程を支援することにより、対象者が自らの状態に正面から向かい合い、それに対する考えや気持ちをありのままに表現することでセルフケア(自己管理)能力が強化されると考えられる。この過程の支援は、初回面接において対象者と支援者との信頼関係を構築することが基盤となることから、受容的な態度を身につけること、また継続的な支援においては、適度な距離をもって支援できる能力が必要である。

### 改訂案

# 3-2 健診・保健指導実施者が有すべき資質

保健指導は、医療保険者等に所属する医師、保健師、管理栄養士等が実施するのみではなく、アウトソーシング先の事業者も実施する。いずれも効果的な保健指導を実施することが求められるため、その所属を問わず、保健指導実施者として以下のような能力の習得が必要である。

なお、医師、保健師、管理栄養士等は、それぞれの養成課程における教育内容が 異なり、新たに習得すべき能力に差があることから、研修プログラムを構成する際 にはこの点を考慮する必要がある。

# <u>(1)</u>健診結果と生活習慣の関連を説明でき<u>行動変容に結びつけられる能力</u>

健診結果から現在の健康状態を把握した上で、対象者に対し、<u>摂取エネルギー過剰、運動不足などの食習慣・運動習慣・喫煙習慣・飲酒習慣等の問題</u>による代謝の変化(<u>血糖高値、脂質異常</u>などの変化で可逆的なもの)が血管の変化(動脈硬化等の不可逆的なもの)になるという<u>発症や重症化のメカニズム</u>をしっかり押さえ、<u>対</u>象者が納得できるよう説明する能力が必要である<u>\*1</u>。

<u>こうした説明を分かりやすく行い、対象者が自らの健康状態を認識し</u>行動変容<u>につなげられるよう、</u>最新の知識・技術を習得し、<u>集団のデータを分析・考察することを通じて常に研鑽し続けることが必要である<sup>※2</sup>。</u>

- ※<u>1 例えば</u>高血糖状態など、糖尿病になる前の段階で早期に介入し、保健指導により行動変容につなげていくことで、疾病の発症予防を行うべきであ<u>る。</u>また、糖尿病になり合併症を発症した場合でも、医療機関と連携し、保健指導を継続することで更なる重症化予防の支援を行うべきである。
- ※<u>2</u> 実際に重症化した人などの治療状況や生活習慣等を把握することにより、なぜ疾病の発症、重症化が予防できなかったのか考える必要がある。なぜ予防できなかったかを検証することにより、医療機関との連携や保健指導において対象者の行動変容を促す支援技術の向上につながる。

# <u>(2)</u>対象者との信頼関係<u>を</u>構築<u>できる能力</u>

保健指導においては、対象者が自らの健康問題に気づき、自分自身で解決方法を見出していく過程を支援することにより、対象者が自らの状態に正面から向かい合い、それに対する考えや気持ちをありのままに表現することでセルフケア(自己管理)能力が強化されると考えられる。この過程の支援は、初回面接において対象者と支援者との信頼関係を構築することが基盤となることから、受容的な態度で対象者に接すること、またその後の支援においては、適度な距離を保ちつつ継続的に支援できる能力が必要である。

### 3) アセスメント

健診結果から対象者の身体状況と生活習慣の関連を判断し、また、対象の年齢、性格、現在までの生活習慣、家庭環境、職場環境等の把握、<u>そして</u>行動変容の準備状態や、健康に対する価値観などから、総合的にアセスメントできる能力が必要である。そのためには、健診データを経年的に見て、データの異常値を、<u>内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)</u>や対象者の生活習慣と関連づけて考えられる能力が<u>新たに</u>求められている。また、行動変容のステージ(準備状態)や健康に対する価値観を把握し、<u>その</u>状態にあった保健指導方法が判断できる能力が求められる。

#### 4) 相談・支援技術

①カウンセリング的要素を取り入れた支援

セルフケア(自己管理)<u>のために</u>は、対象者自身が行動<u>の</u>目標や方法を決めることが前提となる。<u>このためには、</u>一方的に目標や方法を提示するのではなく、カウンセリング的要素を取り入れることで、対象者自身が気<u>づ</u>き決定できるようなかかわりを行う能力が必要である。

②行動療法、コーチング2等の手法を取り入れた支援

対象者が長い年月をかけて形成してきた生活習慣を変えることは、容易なことではなく、<u>また、</u>対象者の認識や価値観への働きかけを行うためには、行動療法、コーチング等に係る手法についても学習を行い、対象者や支援者に合った保健指導の方法を活用することが必要である。また、これらの手法の基礎となっている理論についても一定の知識を得ておく必要がある。

2コーチング:相手の本来持っている能力、強み、個性を引き出し、目標実現や問題解消する

### 改訂案

# (3) 個人の生活と環境を総合的にアセスメントする能力

健診結果から対象者の身体状況と生活習慣の関連を判断し、対象者の年齢、性格、現在までの生活習慣、家庭環境、職場環境等の把握、行動変容の準備状態、健康に対する価値観などから、対象者の健康課題を総合的にアセスメントできる能力が必要である。そのためには、健診データを経年的に見て、データの異常値をメタボリックシンドロームや対象者の生活習慣と関連づけて考えられる能力が求められる。また、行動変容のステージ(準備状態)や健康に対する価値観を把握し、対象者の状態にあった保健指導方法を判断できる能力が求められる。

# (4)安全性を確保した対応を考えることができる能力

健診の検査結果、問診結果、健診時の医師の判断をもとに病態を適切に判断し、 受診勧奨、保健指導その他の方策について適切に判断できる能力が求められる。

特に、検査結果が著しく不良な対象者や整形外科的疾患等で治療中の者等については、保健指導対象者となった場合であっても、運動強度等について考慮する必要があるため、健康づくりのための身体活動基準【P】を参照するとともに主治医と連携を図る等、適切に対応する。

また、精神疾患等で治療中であることが判明した場合には、対象者の了解を得た上で必要に応じて主治医に相談し、保健指導への参加の可否や、実際に保健指導を行う際の留意点等を確認すること等により、保健指導から脱落しないように努めることが望ましい。なお、主治医に相談する場合には、保健指導の目的や具体的な実施方法を記した書面を提示し、医師が参加の可否等を判断しやすいようにすることが望ましい。

#### (5)相談・支援技術

# ①カウンセリング的要素を取り入れた支援

セルフケア(自己管理)では、対象者自身が行動目標や<u>目標達成のための</u>方法を決めることが前提となる。<u>したがって、</u>一方的に目標や方法を提示するのではなく、カウンセリング的要素を取り入れることで、対象者自身が気<u>付</u>き決定できるような<u>関わり</u>を行う能力が必要である。

# ②認知行動療法、コーチング\*1等の手法を取り入れた支援

対象者が長い年月をかけて形成してきた生活習慣を変えることは、容易なことではない。対象者の認識や価値観への働きかけを行うためには、<u>認知</u>行動療法<u>や</u>コーチング等に係る手法についても学習を行い、対象者や支援者に合った保健指導の方法を活用することが必要である。また、これらの手法の基礎となっている理論についても、一定の知識を得て継続的に研鑽を積む必要がある。

ために自発的行動を促すコミュニケーション技術。

# ③食生活や身体活動・運動習慣支援のための具体的な技術

対象者の知識や関心に対応した適切な支援方法を判断し実践することや、対象者の学習への準備状態を判断し、適切な食教育教材や身体活動・運動教材を選択 又は作成して用いることができる能力が必要であり、また、対象者に対応した適切なコミュニケーション能力(表現力)が求められる。

第1編第3章(2) 5)、6)にあった内容の総論として記載。

# 5) 栄養・食生活についての専門知識

対象者の栄養状態や習慣的な食物摂取状況をアセスメントし、健診結果と代謝、 食事内容との関係を栄養学等の科学的根拠に基づき、対象者にわかりやすく説明で きる能力が必要である。その上で、食事摂取基準や食事療法の各種学会ガイドライ ン等の科学的根拠を踏まえ、対象者にとって改善しやすい食行動の具体的内容を提 案できる能力が必要である。その際には、対象者の食物入手のしやすさや食に関す る情報入手のしやすさ、周囲の人々からのサポートの得られやすさなど、対象者の 食環境の状況を踏まえた支援を提案できる能力が必要である。

# 6) 身体活動・運動習慣についての専門知識

運動生理学、スポーツ医科学、体力測定・評価に関する基礎知識を踏まえ、身体活動や<u>運動の習慣</u>と生活習慣病発症との関連において科学的根拠を活用し、対象者にわかりやすく説明できる能力が必要である。

特に、身体活動や運動の量、強度、種類に関する知識、<u>運動のやり過ぎに伴う傷</u> 害に関する知識、<u>そして対象者にどのように身体活動や運動習慣を獲得させるかを</u>

# 改訂案

※1 コーチング:相手の本来持っている能力、強み、個性を引き出し、目標実現や問題解消するために自発的行動を促すコミュニケーション技術。

# ③個々の生活習慣の改善のための具体的な技術

栄養・食習慣や身体活動・運動習慣における課題、喫煙習慣・多量飲酒の習慣などについては、改善のための支援が必要である。そのためには、まず対象者の知識や関心に対応した適切な支援方法を判断し実践することや、対象者の学習への準備状態を判断し、適切な食教育教材や身体活動・運動教材を選択又は作成して用いることができる能力が必要であり、また、対象者に対応した適切なコミュニケーション能力(表現力)が求められる。

# (6) 個々の生活習慣に関する専門知識をもち活用できる能力

科学的根拠に基づき、対象者にとって改善しやすい生活習慣の具体的内容とその 目標を提案できる能力が必要である。その際には、対象者の置かれた環境を踏まえ た支援の提案や、国や自治体の事業や計画に関して情報提供できる能力が必要であ る。

また、個々の生活習慣は互いに関連しているため、対象者がおかれた状況を総合 的に判断し、バランスを考慮した適切なアプローチを行うことが求められる。

# ①栄養・食習慣についての専門知識

対象者の栄養状態や習慣的な食物摂取状況をアセスメントし、健診結果と代謝、食事内容との関係を栄養学等の科学的根拠に基づき、対象者にわかりやすく説明できる能力が必要である。その上で、「日本人の食事摂取基準」や食事療法の各種学会ガイドライン等の科学的根拠を踏まえ、エネルギーバランス(食事によるエネルギー摂取量と身体活動・運動による消費量)も考慮し、対象者にとって改善しやすい食行動の具体的内容を提案できる能力が必要である。その際には、対象者の食物の入手のしやすさや食に関する情報の入手のしやすさ、周囲の人々からのサポートの得られやすさなど、対象者の置かれた食環境の状況を踏まえた支援の提案や、国の健康日本21(第二次)や自治体の健康増進計画に基づく栄養・食生活に関する目標について情報提供できる能力が必要である。また、②の身体活動・運動についての専門知識と合わせて、対象者により良い支援を提案できる能力が必要である。

# ②身体活動・運動についての専門知識

運動生理学、スポーツ医科学、体力測定・評価に関する基礎知識を踏まえ、身体活動<u>・運動</u>や<u>運動習慣</u>と生活習慣病発症との関連において科学的根拠を活用し、対象者に分かりやすく説明できる能力が必要である。

特に、身体活動や運動の量、強度、種類に関する知識や、誤った身体活動・運

工夫できる能力が求められる。

さらに、対象者の身体活動や運動の量を適切に把握し、体力の水準を簡便に評価 する方法を身につけ、<u>運動基準や運動指針に基づいた、個々人にあった支援を提供</u> できる能力も必要である。

#### 7) 学習教材の開発

生活習慣の改善を支援するためには、保健指導の実施に際して、効果的な学習教材が必要であり、対象者のライフスタイルや行動変容の準備状態にあわせて適切に活用できる学習教材の開発が必要である。また、学習教材は科学的根拠に基づき作成することは当然であり、常に最新のものに更新していくことが必要である。

具体的には、実際に健診・保健指導を実施した対象者の具体的事例<u>をもとに</u>事例 検討会<u>などを実施することが必要であり、</u>地域の実情に応じて保健指導の学習教材 等を工夫、作成する能力が求められている。

#### 改訂案

動の実施に伴う傷害に関する知識が求められるほか、対象者に応じた身体活動や 運動習慣を獲得するための工夫を提案できる能力が求められる。

さらに、対象者の身体活動や運動の量を適切に把握し、体力の水準を簡便に評価する方法を身につけ、健康づくりのための身体活動基準【P】に基づく、個々人に応じた支援の提供や、国の健康日本 21 (第二次) や自治体の健康増進計画に基づく身体活動・運動に関する目標について情報提供できる能力も必要である。また、①の栄養・食習慣についての専門知識と合わせて、対象者により良い支援を提案できる能力が必要である。

# ③たばこについての専門知識

対象者の喫煙状況や禁煙の意志をアセスメントし、喫煙が健康に及ぼす影響、禁煙が健康にもたらす効果、禁煙方法等について、9学会による禁煙ガイドライン(2010年改訂版)等の科学的根拠に基づき、対象者の特性に合わせて分かりやすく説明し、禁煙を支援できる能力が必要である。喫煙が健康に及ぼす影響については、喫煙が独立した循環器疾患や糖尿病のリスク因子であるとともに、メタボリックシンドロームやその他の生活習慣病に喫煙が重なると虚血性心疾患や脳血管疾患のリスクが著しく高まることを説明する必要がある。なお、厚生労働省では平成18年5月に禁煙支援マニュアルを公表しており、〇年〇月にはその改訂版が公表される(P)ので、参考資料として活用されたい。第3編第3章3-4(4)⑥も参照されたい。

# ④アルコールについての専門知識

アルコールによる身体的・精神的及び社会的な影響に関する知識を持ち、対象者が抱える困難に共感しつつ、問題点を分かりやすく説明し、行動変容へと結びつける姿勢が求められる。特に、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている場合は、対象者の自発性を尊重しながら、科学的根拠に基づいた適正飲酒の具体策を提案できる能力が求められる。また、アルコール依存症が疑われる場合には、専門医療機関の受診の必要性を繰り返し説明し、受診に結び付けていく粘り強さが必要である。第3編第3章3-4(4)⑦も参照されたい。

#### (7) 学習教材を開発する能力

生活習慣の改善を支援するためには、保健指導の実施に際して、効果的な学習教材が必要である。そのため、対象者のライフスタイルに合わせて適切に活用できる学習教材を開発する能力が求められる。なお、このような学習教材は科学的根拠に基づき作成することが求められ、常に最新のものに更新することが望ましい。

具体的には、<u>本プログラムを活用しつつ、他機関の教材に関する情報</u>、実際に特定健診・保健指導を実施した対象者の具体的事例<u>に基づく</u>事例検討会<u>などをもとに検討し、</u>地域の実情に応じて保健指導の学習教材等を工夫、作成する能力が求めら

# 8) 社会資源の活用

行動変容<u>のためには、</u>個別での保健指導だけでなく、健康教室のような集団での教育や、身近な健康増進施設、地域の自主グループ等の活用を組み合わせることで、より効果が<u>期待されることも多い</u>。活用可能な社会資源の種類や、活用のための条件等について十分な情報収集を行い、地域・職域の資源を効果的に活用した支援ができる能力が必要である。

# 改訂案

れている。

# (8)活用可能な社会資源に関する情報収集を行う能力

平成24年7月に改正された地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、いわゆるソーシャル・キャピタル\*1の健康づくり等における重要性が示された。 対象者の行動変容を支援する際にも、個別の保健指導だけでなく、健康教室のような集団での教育や、身近な健康増進施設、地域の自主グループ等の社会資源の活用を組み合わせることで、より効果が上がることが期待される。そのため、日頃から、活用可能な社会資源の種類や、活用のための条件等について十分な情報収集を行い、地域・職域の資源を効果的に活用した支援ができる能力が必要である。

※1 ソーシャル・キャピタル・・・地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本。「人と人との絆」、「人と人との支え合い」に潜在する価値を意味している。